

# いじめ防止基本方針 (改訂版)



いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体の重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

そこで本校では、いじめが絶対に許されないことという認識に立ち、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、関係諸機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努めることを旨として、ここに『いじめ防止基本方針』を定める。

平成29年6月

佐々町立佐々中学校

## はじめに

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条に、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定されました。

本校では、これまでも「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ちつつも、「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との姿勢で、県教育委員会が作成した「いじめ対策ハンドブック」を参考に、いじめの未然防止を重視し、早期発見、早期対応に取り組んできました。

「佐々中学校いじめ防止基本方針」は、これまでの取組を基に国や県の「いじめ防止基本方針」を参考とし、「いじめ防止のための組織等」「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」等の一連の取組について明確にするとともに、年間計画やPDCAサイクルによる検証・見直しを意図して作成しました。

いじめ防止には、全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる学校づくりを進め、いじめを生まない土壌をつくることが重要であると考えています。

このことは、学校教育の基本にかかわることであり、本校の教育活動全体を通じて行わなければなりません。生徒に自己有用感や充実感を感じさせることが、いじめ防止の基本であり、より本校の教育活動を充実することが必要だと考えます。

また、いじめへの対応では、早期発見・早期対応が重要であり、生徒が示す変化や危険信号を見逃さず、初期の段階での対応を行うことが重要だと考えます。さらに、重大な事態と判断した場合は教育委員会と連絡を取り、警察への通報を含めた関係機関との連携を図った対応を行います。

本校生徒一人一人の健やかな成長を支えることを基本において「佐々中学校いじめ防止基本方針」を平成26年3月に定め、今回、文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定を受けて内容を見直し、改訂版として定める。

平成29年6月  
佐々町立佐々中学校

## 1 いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくる継続的な取組を行う。

このため、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、未然防止の観点から、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも行っていく。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について地域や保護者全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行っていく。

### (1) 「確かな学力」を育む教育の推進

「3分前着席」等の学習規律を徹底するとともに「自ら学び考える」主体的な学習姿勢を育むために授業改善を図り、教師と生徒・生徒同士の好ましい人間関係を築き充実感や自己有用感を高める。

<検証・評価>

生徒アンケート 1、2、3、4、5、6

教師アンケート 1、7、8、9、10、11、13

### (2) 「豊かな心」を育む教育の推進

道徳の授業を要とする道徳教育の充実・深化及び日頃の学校生活全般を通じて思いやりのある豊かな心を育む教育を推進する。特に他者との関わりを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、関わり合いながらの絆づくり・居場所づくりができるようにする。

また、人の役に立っている、認められているといった自己有用感を獲得させる。

さらに、人権週間を中心とした人権学習や日頃の学校生活全般において人権意識を高める。

<検証・評価>

生徒アンケート 7、10、11、12、13、14、15、16

教師アンケート 2、12、17、18

### (3) 自己実現をめざす生徒指導の充実

「開発的な生徒指導」を実践することにより、生徒の持つ能力・適性などその可能性を最大限に伸ばすとともに、自己実現を図ることができる資質や態度を育成する。

そのために正しい身なり、挨拶、「早寝・早起き・朝ご飯」等の基本的な生活態度や習慣の確立や集団における好ましい生活様式を身につけさせる。また、「生徒の活動の場」の設定、「一人一役」「認め褒める指導」等により自己有用感や達成感を高める。

<検証・評価>

生徒アンケート 5、8、9、11、12、13、14、18、19、20、21  
23、24、25、26

教師アンケート 17、18、19、20、21、22

#### (4) 自主・自立を育む特別活動の充実

学習指導要領に示された特別活動の目標に従って、生活経験や体験活動を通じて社会性や人間性を育む。特に生徒の主体的な活動を生かした学校行事や生徒会活動の充実により成就感を味わわせる。また、「生き方指導」としての進路指導の充実によって将来に対する目標を持たせる。

<検証・評価>

生徒アンケート 8、10、20、26

教師アンケート 2、14、15、16、17、18

#### (5) 「健やかな体」を育む教育の推進

生徒一人一人が心身の健康の価値を認識し、日々の生活の中で健康な生活習慣を形成していくことができるようにする。

そのために、体力の向上と体づくりの推進や食育の推進、保健指導・安全教育の充実を行うことで自他の心身の健康安全に対する認識を深めさせる。

<検証・評価>

生徒アンケート 17、22、23、25

教師アンケート 3、23、24、25、34

#### (6) 清潔で潤いのある教育環境づくり

「環境は人をつくる」ことを念頭に、花壇の整備や掲示物の工夫、清掃の徹底を行い学校生活の中で生徒の心情的な「潤い」をつくる。

また、「一番の学校環境は人」であることから「節度」と「活気」のある学校づくりを行うことで、望ましい他との関わり方を身につけさせる。

<検証・評価>

生徒アンケート 11、12、13、14、15、16、21

教師アンケート 4、5、6、34

#### (7) 保護者や地域との連携

P T A活動や地域行事等に参加する中で、自己の役割と責任を果たし、多くの人に支えられて生きていることや集団の中に帰属していることを自覚するとともに、感謝の気持ちを抱かせる。

<検証・評価>

教師アンケート 41、42、43、44、45、46、47

#### (8) 生徒理解等のための校内研修の充実

県教育センター等の研修会への参加や、心理や福祉の専門家等を活用した校内研修を企画し、カウンセリング能力等の向上を図る。

<検証・評価>

教師アンケート 39、40

## 2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、生徒のささいな変化も見逃さないようにする。ささいな兆候であっても、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう個々の教職員がアンテナを高く保つとともに、いじめ・生徒指導対策委員会や学年部会等において「ささいな兆候」の段階での情報収集・分析・共有を複数で組織的に行っていく。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知、スクールカウンセラーや心の相談員による相談活動の充実等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携した生徒を見守る活動を充実していく。

### (1) いじめ・生徒指導対策委員会

毎週1回定期的に開催し、いじめや生徒指導上の諸問題について情報交換及び具体的な対応について協議するとともに、いじめ防止等の対策の企画・推進・検証の中核とする。

<検証・評価>

いじめ対応教師アンケート 1～11

### (2) 学年部会

いじめや生徒指導上の諸問題及び教育活動全般の情報共有、共通実践について協議、実行する。特に、いじめや生徒指導上の諸問題については学年所属職員全員での対応を協議し、実行する。

<検証・評価>

いじめ対応教師アンケート 1～11

### (3) 生徒指導情報交換会

必要に応じて開催し、いじめや生徒指導上の諸問題について全教職員の情報共有、共通実践のための協議を行う。

<検証・評価>

いじめ対応教師アンケート 1～11

### (4) 生活ノートの活用

日々の生活を記録させ、担任が目を通してコメントを記入することで生徒との信頼関係を築き「相談しやすい雰囲気」をつくとともに、交友関係や悩みを把握し、いじめ等の早期発見を行う。

気になることは学年部会、いじめ・生徒指導対策委員会に報告し情報収集・分析・共有を複数で組織的に行い早期の対応に繋げる。(担任が抱え込まない。)

<検証・評価>

いじめ対応教師アンケート 1、2、3

### (5) 生活アンケート調査の実施

生活の様子や悩み等について定期的(月1回)アンケート調査を行う。アンケート項目にいじめについての具体的な質問を入れるとともに、「周囲で悩んだり困ったりしている人はいないか」についても質問し「傍観的態度」の防止を行う。さらに「あなたはいじめをしましたか」「あなたは人の嫌がることをしましたか」という項目を入れ、いじめ等に対する抑止力を高めていく。

アンケートの結果で気になることは学年部会、いじめ・生徒指導対策委員会に報告し情報収集・分析・共有を複数で組織的に行い早期の対応に繋げる。(担任が抱え込まない)

<検証・評価>

いじめ対応教師アンケート 1、2、3

#### (6) 教育相談の実施

家庭訪問や三者面談の機会を活用するとともに、教育相談を実施する。日頃の気付きを話しながら、生徒の悩みや「困り感」などに寄り添い、生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、いじめの早期発見を行う。

<検証・評価>

いじめ対応教師アンケート 1、2、3、9

#### (7) 保護者相談の実施

家庭訪問や三者面談、授業参観時の個別懇談の機会を活用するとともに、随時、気になることを電話等で連絡したり面談をすることにより保護者との信頼関係の構築に努めるとともに、いじめの早期発見を行う。

<検証・評価>

いじめ対応教師アンケート 1、2、3、9

#### (8) 「地域の目」の活用

学期に1回開催する民生・児童委員協議会や年に2回程度開催する東彼・北松福祉事務所や警察(スクールガード・リーダー、地域防犯リーダーを含む)との連絡を通じて地域や家庭における生徒の情報を知ること、いじめの早期発見を行う。また、随時、主任児童委員と連絡をとることにより、情報の早期収集を行う。

<検証・評価>

いじめ対応教師アンケート 1、2、3、10

#### (9) スクールカウンセラー及び心の相談員の活用

週に1日配置のスクールカウンセラー、及び週4日配置の心の教室相談員を活用し相談体制の充実を図るとともに、自由に校内の巡視や授業参観を行っていただくことで「第三者的な目」で生徒の様子や学校の取り組みについて検証や指導をいただき早期発見につなげる。

また、スクールカウンセラーには、週1回開催する不登校対策委員会に出席していただき不登校対応だけでなく「いじめの早期発見」についても助言・指導をいただく。

<検証・評価>

いじめ対応教師アンケート 1、2、3、11

#### (10) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

<検証・評価>

いじめ対応教師アンケート 2、3

### 3 いじめに対する措置

いじめがあることが確認された場合、教育的な配慮の下に直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対しての事情確認や関係する生徒や保護者等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決にあたる。

特にいじめを受けた生徒や保護者の心情を真摯に受け止め、その気持ちに寄り添い不安を和らげる。また、正確な情報や指導状況等を伝え、学校の対応について理解してもらうことで信頼の回復に努める。

いじめた生徒の保護者には正確な事実関係を伝える。また、「どんな理由があろうといじめ行為は許されるものではない」という毅然とした態度といじめは憎んでも、子どもは憎まない気持ちで対応し謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、人間性・社会性の向上等、生徒の人格の成長に配慮した指導を行う。さらに、いじめが犯罪行為として認められる「重大な事態」と判断した場合には、教育委員会とも連絡を取り、警察への相談または通報を行い対処する。

なお、ネット上のいじめについては、学校単独での対応が困難な場合は教育委員会と相談しながら必要に応じて警察や法務局(地方法務局等)等と適切な連携を図った対応をする。

#### (1) いじめられた生徒及び保護者への支援

徹底して守ることを伝えて、事実関係を聴取する。確認した事実を保護者に迅速に連絡する。

その際、組織的に対処することとし、一方的または一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、教育的配慮の下でのケアや支援を行うこと等に留意しながら、その心情を真摯に受け止め、その気持ちに寄り添うことで不安を和らげる。

#### (2) いじめた生徒への指導及び保護者への助言

「どんな理由があろうといじめ行為は許されるものではない」という毅然とした態度で指導し、いじめは人格を傷つけ、生命や身体又は人権を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

また、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した指導をする。

いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないような教育的配慮の下、特別の指導計画による指導(出席停止も含む)も考慮する。また、いじめが犯罪行為として認められる「重大な事態」と判断した場合には、教育委員会とも連絡を取り、警察への相談または通報を行い対処する。保護者には正確な情報を迅速に伝え、継続的な助言を行う。

#### (3) いじめが起きた集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対して、自分の問題として捉えさせるために、臨時の学級会や集会等を開催し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。また、いじめを抑止する「仲裁者」となるとともに、誰かに相談する勇気を持つよう指導する。

#### (4) 解決に向けた指導・援助と継続的な指導

いじめの解決に向けた指導を組織的に行い、いじめが解消したとみられる場合でも、継続的に十分な注意を払って観察し、必要な指導を行う。

## (5) いじめ解消の判断

### ①いじめの行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続している。（少なくとも3ヶ月を目安とする。）

### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に対し、面談等により確認する。

## (6) 再発防止

いじめが解消している状態に至った後も、いじめが過去にあったことを踏まえ、該当生徒の継続的な指導・観察とともに、いじめ・生徒指導対策委員会や学年部会で発生事案ごとの原因や課題を確認し再発防止にあたる。その際は表面的・形式的になることなくいじめの未然防止の視点から、根源的な課題についても解決策を検討・企画・実施し、学校改善や生徒集団の成長を促す。

※「いじめに対する措置」についての検証・評価は数値的には行わず「(5) 再発防止」の項に記載したように、いじめ・生徒指導対策委員会や学年部会で行い、生徒指導情報交換会で全職員が共有する。

## 4 いじめ防止のための組織等

### <校内組織>

#### ○いじめ・生徒指導対策委員会

- いじめや生徒指導上の諸問題について情報交換及び具体的な対応について協議するとともに、いじめ防止等の対策の企画・推進・検証を中核となる行方。
- 毎週1回開催する。
- 構成メンバー  
校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教員、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等を加える。

#### ○学年部会

- いじめや生徒指導上の諸問題及び教育活動全般の情報共有、共通実践について協議、実行する。特に、いじめや生徒指導上の諸問題については学年所属職員全員での対応を協議し、実行する。
- 原則として毎日開催する。
- 構成メンバー  
学年所属職員、必要に応じて校長、教頭、関係他学年職員を加える。

#### ○生徒指導情報交換会

- いじめや生徒指導上の諸問題について全教職員の情報共有、共通実践のための協議を行う。
- 必要に応じて開催する。
- 構成メンバー  
全教職員、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、



心の教室相談員等を加える。

○関連校内組織

●学校運営協議会（平成29年9月に設置。それまでは、学校評議員会及び学校支援会議とする。）

- ・いじめや生徒指導上の諸問題及び教育活動全般についての指導・評価を行う。
- ・各学期に1回開催する。
- ・構成メンバー

地域の有識者、商工会関係者、退職教員、主任児童委員及びPTA会長、教職員代表、校長、教頭

<主な関係機関>

○民生・児童委員協議会

○佐々っ子応援団

○青少年健全育成会

○少年補導員

○佐々小学校

○口石小学校

○清峰高等学校

○東彼・北松福祉事務所

○長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター

○町役場住民福祉課

○町保健センター

○警察

○町社会福祉協議会

（スクールガード・リーダー、地域防犯リーダーを含む）

## 5 年間計画

### 記号

- :学校行事等（主に社会性・集団性・人間性等の育成に関わる行事）  
○:関係機関行事等

4月	<p>全職員での「佐々中学校いじめ防止基本方針」の確認 PTA総会・学級懇談会で「佐々中学校いじめ防止基本方針」を説明・確認 スクールカウンセラー・心の教室相談員の生徒への紹介 民生・児童委員協議会で「佐々中学校いじめ防止基本方針」を説明 いじめ・生徒指導対策委員会（毎週） 生活アンケートの実施 ●歓迎遠足 ●体育大会</p>
5月	<p>家庭訪問での教育相談 学校・警察連絡協議会での情報交換 いじめ・生徒指導対策委員会（毎週） 生活アンケートの実施</p>
6月	<p>学校運営協議会で「佐々中学校いじめ防止基本方針」を説明・確認 民生・児童委員懇談会での取組状況の説明と情報交換 授業参観・懇談会での取組状況の説明と情報交換 いじめ・生徒指導対策委員会（毎週） 生活アンケートの実施 ●長崎っ子の心を見つめる教育週間 ●薬物乱用防止教室（全学年） ●命の講話（全学年） ○町不登校対策委員会 ○少年の主張大会</p>
7月	<p>地区別生徒会での情報交換（PTCA） PTA評議員会での取組状況の説明と情報交換 いじめ・生徒指導対策委員会（毎週） 生活アンケートの実施 生徒・教師アンケートの実施 いじめ対応アンケートの実施 ●「性」の講演会（命の教育 全学年） ●マナー講座（2年） ○防犯パトロール ○少年の日啓発パレード ○町非行防止対策会議</p>
8月	<p>いじめ・生徒指導対策委員会（随時） 生活アンケートの実施（9月はじめに実施） ●職業体験学習（2年） ●平和集会 ●親子清掃 ○防犯パトロール</p>
9月	<p>授業参観・懇談会での取組状況の説明と情報交換 いじめ・生徒指導対策委員会（毎週） 生活アンケートの実施 ●修学旅行 ●親子クッキング ●親子レクレーション（各学年）</p>

10月	<p>学校運営協議会による合唱コンクール参観と生徒の様子の確認  佐々子夢プランに関わる保護者アンケートの実施  いじめ・生徒指導対策委員会（毎週）  生活アンケートの実施  ●合唱コンクール</p>
11月	<p>担任による個別面談（1・2年生 学校行事等によっては他の月に実施）  担任・生徒・保護者による三者面談（3年）  民生・児童委員協議会での取組状況の説明と情報交換  いじめ・生徒指導対策委員会（毎週）  生活アンケートの実施  ●情報モラル講演会（全学年）  ●人権週間  ●人権講話  ●郡P講演会  ○町不登校対策委員会</p>
12月	<p>PTA評議員会での取組状況の説明と情報交換  いじめ・生徒指導対策委員会（毎週）  生活アンケートの実施  いじめ対応アンケートの実施</p>
1月	<p>いじめ・生徒指導対策委員会（毎週）  生活アンケートの実施</p>
2月	<p>民生・児童委員協議会での取組状況の説明と情報交換  学校運営協議会での取組状況の説明とその評価  いじめ・生徒指導対策委員会（毎週）  生活アンケートの実施  生徒・教師アンケートの実施  いじめ対応アンケートの実施  ●伝統継承式（全学年）  ●生き方講話（全学年）  ○町不登校対策委員会</p>
3月	<p>小中情報交換会での情報の引き継ぎ  PTA評議員会での取組状況の説明・反省と情報交換  いじめ・生徒指導対策委員会（毎週）  生活アンケートの実施</p>

## 6 PDCAサイクル用「取組評価アンケート」

<生徒アンケート>

※それぞれについて4段階で評価

	生徒	番号	評価内容	評価
自 ら 学 び 考 え ら る 求	自	1	授業に真剣に取り組んでいる。	
	ら	2	学習内容を理解しようとしている。	
	学	3	各教科の学習の仕方は分かっている。	
	び	4	3分前着席がきちんとできる。	
	考	5	自分の能力を伸ばそうとしている。	
	え	6	家庭学習をしている。	
	ら	7	朝読書は集中して行っている。	
	る	8	進路目標をもち、その実現のために努力している。	
め い や て り の 伸 あ る び	思	9	「いじめ」はしていない。	
	い	10	思いやりの気持ちを持って人に接している。	
	や	11	きちんとあいさつをしている。	
	て	12	相手、場所、状況に応じたことば遣いを心がけている。	
	り	13	登下校の時、校門で一礼している。	
	の	14	名前を呼ばれたら「はい」と返事をしている。	
	伸	15	物を大切にしている。	
	あ	16	自然を大切にしている。	
る 身 共 生 に 遅 徒 し い 生 徒	心	17	体力向上に努めている。	
	身	18	時間を守り(遅刻をしないなど)、規律ある生活をしている。	
	共	19	学校のきまりを守っている。(服装・頭髪・その他)	
	生	20	専門部の係活動をきちんと行っている。	
	に	21	けじめ(節度)ある行動ができています。	
	遅	22	自分の健康管理に努めている。	
	徒	23	朝ごはんをしっかりと食べている。	
	し	24	物事に根気強く取り組んでいる。	
	い	25	部活動は休まず、自分からすすんで取り組んでいる。	
	生	26	清掃活動にはすすんで取り組んでいる。	

## < 教師アンケート >

※それぞれについて4段階で評価

学校 教育目標  (本人)	1	「自ら学び考える生徒」の育成に努めたか。	
	2	「思いやりのある生徒」の育成に努めたか。	
	3	「心身共にたくましい生徒」の育成に努めたか。	
	4	「生徒とのふれあい」を大切にされたか。	
	5	「生徒と共に考え、共に歩む」姿勢であったか。	
	6	使命感をもって自ら範を示せたか。	
教科 道徳 学活 授業	7	指導計画は適切に実施しているか。	
	8	基礎的・基本的な知識や技能を習得させる授業を行ったか。	
	9	思考力・判断力・表現力等を育成する授業を行ったか。	
	10	学習意欲を高める授業を行ったか。	
	11	家庭学習の習慣化に配慮した授業を行ったか。	
	12	道徳性を高める指導ができたか。	
	13	授業終始の時間が守れたか。	
行事 (全体)	14	企画は計画的になされているか。	
	15	運営はスムーズであったか。	
	16	終了後の反省・評価は十分になされているか。	
生徒指導 (本人)	17	生徒理解に努めているか。	
	18	開発的生徒指導に努めたか。	
	19	問題行動に対して早期の対応に努めたか。	
	20	問題行動に対して学年職員と協力した対応ができたか。	
	21	いじめの早期発見と解決を行ったか。	
	22	不登校生徒や特別な配慮がある生徒への支援に努めたか。	
部活動 (本人)	23	部活動に積極的に参加したか。	
	24	生徒の主体性を生かした指導をしたか。	
	25	生徒一人ひとりの能力に応じた指導に努めたか。	
分掌事務 (本人)	26	担当した分掌の仕事は確実にを行ったか。	
	27	分掌担当の職員との連携・分担ができたか。	
	28	分掌担当以外の職員への連絡・調整は適切にできたか。	
	29	担当した会計処理は適切にを行ったか。	
職員会議	30	提案事項等の事前の検討は適切だったか。(本人)	
	31	議題について職員間の共通理解が図られているか。(全体)	
	32	自己の会議記録は適切であったか。(本人)	
管財 (全体)	33	教材・教具は適切に管理されているか。	
	34	校地・校舎の安全点検・保守は十分になされているか。	
勤務姿勢 (本人)	35	勤務時間中は職務に専念したか。	
	36	時と場に応じた服装であったか。	
	37	言葉遣いは適切であったか。	
	38	職場の雰囲気は和やかで士気にあふれていると思うか。	
研修 (本人)	39	積極的に研修に努めたか。	
	40	研修の成果を職務に生かしたか。	
地域 (全体)	41	地域は学校に協力的か。	
	42	学校は地域に協力的だったか。	
P T A	43	保護者との連絡・相談を十分行ったか。(本人)	
	44	保護者との信頼関係はできているか。(本人)	
	45	保護者は協力的であったか。(本人)	
	46	P T A 活動には積極的に参加しているか。(本人)	
	47	P T A 活動は活発に行われているか。(全体)	

<いじめ対応アンケート>  
※それぞれについて4段階で評価

評 価

1	いじめの未然防止について検討・実施する機能があるか。	
2	いじめの発見時から情報が迅速に伝わる機能があるか。	
3	いじめの事案ごとの情報が正確に伝わる機能があるか。	
4	いじめへの対応について共通理解・実践する機能があるか。	
5	いじめへの対応について組織的に対応する機能があるか。	
6	いじめの再発防止について検討・企画・実施する機能があるか。	
7	関係する学級担任や学年、部活動などを支援する機能があるか。	
8	個々の教師を支援をする機能があるか。	
9	保護者や地域からの要望や相談に対応できる機能があるか。	
10	P T Aや地域の関係機関等と連携・支援体制づくりの機能があるか。	
11	スクールカウンセラーや心の教室相談員と連携を図る機能があるか。	

<生活アンケート>

- ①朝食をしっかりと食べていますか。  
ア. 毎日食べている イ. 週3・4回食べている ウ. ほとんど食べない  
エ. 全く食べない
- ②普段、だいたい何時ごろ寝ますか。  
ア. 午後10時より前 イ. 午後10時 ウ. 午後11時 エ. 午前0時  
オ. 午前1時 カ. 午前1時より後
- ③体の調子は良いですか。  
ア. 良い イ. だいたい良い ウ. あまり良くない エ. 悪い
- ④今何をがんばって取り組んでいますか。(複数回答可)  
ア. 勉強 イ. 部活動 ウ. 手伝い エ. 係活動 オ. その他( )
- ⑤あなたは「いじめ」をしましたか。  
ア. した イ. していない
- ⑥あなたは「人のいやがること」をしましたか。  
ア. した イ. していない
- ⑦学校生活は楽しいですか、また、楽しくないですか。( )内に理由も。  
ア. 楽しい( ) イ. 楽しくない( )  
ウ. どちらでもない( )
- ⑧現在どのような悩み事をおかかえていますか。→なるべく内容も書いてください。  
(複数回答可)  
ア. 勉強について → \_\_\_\_\_  
イ. 友人関係について → \_\_\_\_\_  
ウ. 将来・進路について → \_\_\_\_\_  
エ. 身体・性格について → \_\_\_\_\_  
オ. 家族について → \_\_\_\_\_  
カ. 異性について → \_\_\_\_\_  
キ. いじめられている  
i だれから  
ア. 上級生 イ. 同級生(a. 同じ学級の生徒 b. 他の学級の生徒)  
ウ. 下級生 エ. その他( )  
ii どのような(複数回答可)  
ア. 言葉でおどされる イ. ひやかしゃ、からかいを受けている  
ウ. 持ち物をかくされる エ. 仲間はずしをされる オ. 集団で無視される  
カ. 暴力をふるわれる キ. お金や品物をたかられる  
ク. おせっかいや親切の押し付け ケ. いやなことをさせられる  
コ. その他( )  
ク. その他について → \_\_\_\_\_
- ⑨あなたのまわりの人で、悩んだり、困ったり、苦しんでいる人はいませんか。  
→なるべく内容も書いてください。(名前と内容)  
ア. いる→ \_\_\_\_\_ イ. いない
- ⑩校内外での不正行為や気になる事はありませんか。【いつ・どこで・だれが・何を】  
(ア. 不要物 イ. 物の貸し借り ウ. けんか エ. 買い食い オ. 万引き カ. その他)
- ⑪あなたにとって、一番相談できる人はだれですか。(複数回答可)  
ア. 父親 イ. 母親 ウ. 担任 エ. 担任以外の先生( )先生  
オ. 友人 カ. 兄弟姉妹 キ. その他( )

## 7 組織的な対応イメージ

### ① いじめの予防

教育活動全体を通じて「いじめ防止」を行う。

生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。

ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、未然防止の観点から全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも行っていく。

いじめの問題への取組の重要性について地域や保護者全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行っていく。

策定した「いじめ防止基本方針」をホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校の「いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるようにする。また、その内容を必ず年度当初のPTA総会時等で保護者に説明する。

### ② いじめの情報

### ③ 情報の収集

○教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ・生徒指導対策委員会」に情報を集める。

### ④ 指導・支援体制の組織化

○「いじめ・生徒指導対策委員会」で指導・支援体制を組む  
(管理職、学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員などで役割を分担)

連携

関係機関

### ⑤-A 生徒への指導・支援

- いじめられた生徒への支援
  - ・徹底して守ることを伝え事実関係を確認する。
  - ・教育的配慮のもとでのケアや支援を行う。
- いじめた生徒への指導・支援
  - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は人権を脅かす行為であることを理解させる。
  - ・自らの行為の責任を自覚させる。
  - ・健全な人格の発達に配慮した指導をする。
  - ・「重大な事態」と判断した場合には、警察への相談または通報を行い対処する。
- いじめが起きた集団への指導・支援
  - ・「観衆」や「傍観者」であった生徒に、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
  - ・いじめを抑止する「仲裁者」となるとともに、誰かに相談する勇気を持つよう指導する。

### ⑤-B 保護者との連携

- いじめられた生徒の保護者
  - ・迅速に事実関係を連絡する。(家庭訪問)
  - ・徹底して守ることを伝える。
  - ・今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめた生徒の保護者
  - ・迅速に事実関係を連絡する。
  - ・「どんな理由があろうといじめ行為は許されるものではない」という毅然とした態度で今後の学校との連携方法について話し合う。

※随時、指導・支援体制に修正を加え、組織でより適切に対応する。  
※常に状況把握に努める



8 いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携

